

結城市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により令和4年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和4年12月16日

結城市監査委員 廣 江 敏 男
結城市監査委員 船 橋 清

別紙「令和4年度定期監査結果報告書」

令和4年度定期監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

令和4年度に係る市長部局（保育所を除く。）、議会事務局、教育委員会（中学校を除く。）、その他の行政委員会事務局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象とした。

なお、必要に応じて前年度の執行状況等についても対象とした。

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、かつ、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるように配慮しているか、組織及び運営の合理化に努めているかに着目した。

また、重点監査事項とした「内部チェック体制に関すること」については、各課長等に対し、組織内部でのチェック体制の確認を行った。

4 準拠する基準

結城市監査基準

5 監査の主な実施内容

令和4年度定期監査実施計画に基づき、監査対象課所等から事前に提出された資料について、あらかじめ事務局職員による事前監査を実施し、監査委員監査では課長等から事務事業の執行状況、課題等を聴取のうえ関係資料を審査、照合した。

6 監査の実施場所及び日程

本庁の課所等は庁内の会議室及び監査委員室、その他の課所等にあつては実施施設の会議室で実施した。

日程は、次のとおりである。

日 程	実 施 対 象 課 局 等
令和4年 10月18日	城南小 絹川小 上山川小
10月24日	結城小 城西小 結城西小 江川北小 江川南小 山川小
10月25日	水道課 下水道課 会計課 土木課 区画整理課 保険年金課
10月31日	税務課 収納課 都市計画課 スポーツ振興課 学校教育課 指導課 行革・デジタル推進課
11月 1日	生涯学習課 総務課 財政課 秘書課
11月 2日	人権推進課 山川文化会館 給食センター 商工観光課 防災安全課 まちづくり協働課
11月 4日	市民課 介護福祉課 契約管財課 健康増進課 社会福祉課 監査委員事務局
11月 8日	農政課 農業委員会事務局 議会事務局 企画政策課 生活環境課 子ども福祉課

7 監査の結果

前記のとおり監査した限りにおいては、一部不適切な事案はあったものの指摘事項に該当するものはなく、監査の対象となった事務は概ね適正に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるよう執行され、また、組織及び運営の合理化に努めているものと認められた。

また、本報告書に記載するに至らない事項については、監査の際、当該課長等に対して口頭で改善方指導、助言した。事務処理上の手続き等で今後留意を要する事項については、別途事務局長から文書をもって注意を喚起する予定である。

なお、監査の着眼点とした事項等に违背するものは認められなかったが、社会経済情勢の変化に伴い行政サービスに対するニーズが高度・多様化する中で、市政運営が健全性、透明性の確保のもと、合規性、経済性、有効性、効率性等に十分配慮のうえ事務事業の執行に努め、市政に対する市民の期待と信頼に応えるため、監査を通しての所感を意見として付言するので、公正で効率的な市政運営に資するよう配慮願いたい。

(1) デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進

総務省が推進する自治体DX推進計画に沿って本市でも行革・デジタル推進課が新設され、全庁的に業務の見直しが行われている。デジタル技術やデータを積極的に活用することにより、行政が市民一人ひとりのニーズに合ったサービスの提供や、業務の効率化・省力化によって人的資源を新たな行政需要に振り向けることが可能となる。

既に、文書管理・電子決裁システムの導入や行政手続きのオンライン化、AI（人工知能）、RPA（定型業務のロボット化＝仮想的労働者）の活用に着手している。今後予定化された財務会計システムの電子決裁化の導入など、時代の趨勢に遅れることなく積極的に推進を図るべきである。

反面、情報の紛失、漏えいや通信手段のアクシデントによる行政サービスの停滞等の不安も危惧されることから、セキュリティ対策に万全を期すとともに市民の理解と信頼が得られるよう、公正性の確保を念頭に適宜修正、改善を図られたい。

また、各部局の業務に沿ったDX（デジタル技術を活用した変容）が推進できるよう、デジタル人材の育成、職員のスキルアップについても積極的に取り組まれたい。

(2) 統合小学校の早期開校と跡地利用の検討

結城市学校適正配置等検討委員会の提言を受けて結城市学校適正配置等に関する方針が策定され、本市の学校適正配置等についての基本的な考え方が示された。この中で、令和9年4月を目途に結城南中学校区内の5校の小学校を1校に統合することとしている。

学校は地域において長い伝統を有し、コミュニティの核としての役割を果たしてきたものであり、統廃合は地域の今後に大きな影響を及ぼすため、地域の意向等を聞き、魅力ある統合小学校の実現に向け、慎重かつ計画的に推進されたい。

併せて、新設校が開校するまでの間も在校児童が充実した学校生活を送れるよう、施設・設備の補修等教育環境の充実に十分配慮するとともに、地域コミュニティの核として担ってきた機能が存続できるよう廃校後の利活用方策についても、地域の意向を尊重し検討されたい。

(3) 補助金等の適正化

結城市が単独で交付する補助金等で、長期にわたり存続しているもの、成果や有効性が不明確なものが見受けられる。

補助金等が交付する目的に合致しているか、交付額が適正な額であるか、所期の効果が発揮されているか等を厳格に審査・判断し、結城市補助金等審議会を活用するなど、適正な運用に努められたい。

なお、新たな補助金等の制度を創設するに当たっては、明確な期限を設定し、終期到来時に改めてゼロベースから必要性を判断するなど、制度の目的、効果等が市民に分かり易くなるよう努められたい。

(4) 適正な人事労務管理の確立

長引く新型コロナウイルス感染症対策への緊急な対応等突発事案によりやむを得ない理由があると思われるが、特定の課において時間外勤務手当の執行額が突出している傾向が見られる。

長時間勤務の常態化は、職員の勤務意欲、健康状態、また業務の成果への影響が懸念されるため、職員の勤務状況を調査し、実態を把握のうえ業務量を精査し、適正な人員配置を図られたい。

また、職員一人ひとりが意欲と責任感を持って職務に従事し、持てる能力が十分発揮できる人事労務管理に努められたい。

(5) 財政健全化への配慮

令和2年当初から猛威を振るってきた新型コロナウイルス感染症は、現在も収束の目処が立たない状況にある。これまでコロナ対策のため多額の国庫支出金等を受け、各種事業を幅広く実施してきたことから、本市の財政規模は拡大している。

今後、新型コロナウイルス感染症が収束した後は、堅実な行財政運営に資するため、選択と集中を念頭に事業を厳選して実施するよう配慮されたい。

特に、大規模な政策的事業を実施するに当たっては、健全財政を維持するため経済状況の動向、市民の意向等を見極め、将来本市の財政に及ぼす影響を十分考慮し、慎重に取り組まれたい。